

11月定例教育委員会会議 議事録

令和元年11月21日
午後4時開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

原田勝 教育長
和泉愼次 委員
福田知弘 委員

谷口学 教育長職務代理者
安達友基子 委員
和田光代 委員

出席説明員

橋本敏子 学校教育部長
大江慶博 教育監
植田聡 学校教育部次長指導室長兼務
生駒靖子 教育政策室長
草場敦子 教育センター所長
中村美和 教育総務室参事
市川泉 教育政策室参事
中井建志 指導室参事・指導主事
小西正晃 まなびの支援課長
桑名裕子 地域教育部参事
高島博 青少年室参事
山本和仁 地域教育部参事
金崎栄一 教職員課長代理
田中充徳 文化財保護課主幹

木戸誠 地域教育部長
道場久明 学校教育部次長教育総務室長兼務
落俊哉 地域教育部次長
橋本健一 保健給食室長
前田隆男 青少年室長
堀哲郎 教育政策室参事
薬師川晃 指導室参事
中西多恵子 指導室参事・指導主事
長八七代 中央図書館長
坂原元一 文化財保護課長
林勝放 課後子ども育成課長
湊崎雄作 保育幼稚園室参事
曾谷俊弘 まなびの支援課長代理
高橋真希 文化財保護課主幹

記録者

上田祥代 教育政策室主幹

11月定例教育委員会会議 議事録

午後4時 開会

原田勝教育長	ただ今から11月定例教育委員会会議を開催いたします。 署名委員に福田委員を指名いたします。 記録者に上田教育政策室主幹を指名いたします。 本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
市川泉教育政策室参事	本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者はいらっしゃいません。
原田勝教育長	それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
全委員	異議なし。
原田勝教育長	異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。
原田勝教育長	それでは、議事日程に従いまして、日程第1 報告第21号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
中村美和教育総務室参事	日程第1 報告第21号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。 本件は、令和元年10月31日付け及び11月1日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、御報告を申し上げます。 対象者につきましては、議案書の3ページを御覧ください。 まず初めに、令和元年10月31日付け人事発令につきましては、当該職員から一身上の都合により退職の申し出がありましたことから、令和元年10月31日付けで市長事務部局へ出向発令をしたものでございます。また、出向後、市長事務部局におきまして、同日付けで退職発令が行われたものでございます。 続きまして、令和元年11月1日付けで、市で新規採用され、教育委員会事務局に配属された者が、1名でございます。 以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。
原田勝教育長	それでは、この件について、何か御意見はございませんか。
全委員	異議なし。
原田勝教育長	異議なしと認め、報告第21号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。
原田勝教育長	次に、日程第2 報告第22号「令和2年度再任用校長及び再任用教頭の任用について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
植田聡学校教育部次長指導室長兼務	日程第2 報告第22号「令和2年度再任用校長及び再任用教頭の任用に

ついて」御説明申し上げます。

議案書5ページを御覧ください。

本件は、議案提出のうえ、御審議いただくものでございますが、大阪府教育委員会への関係書類の提出期限の関係で、やむを得ず吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、臨時に代理させていただいたものでございます。

臨時に代理した日は、令和元年10月16日でございます。

内容につきましては、大阪府教育委員会から再任用校長及び再任用教頭の任用に係る意向について調査依頼があり、吹田市教育委員会としまして、7ページにあります、任用に関する意向調査票のとおり、「1. 任用希望」はあり。「2. 任用希望職種」は校長。「3. 任用希望校種、新規・更新の別及び人数」は小学校長新規3名、更新2名、中学校長新規1名、更新1名。「4. 他市町村所属職員からの任用」は否といたしました。

再任用校長及び再任用教頭は、定年退職予定の校長または教頭のうち、教育への情熱や豊富な知識、優れた実績を有する者を、再任用する制度でございます。

本市の状況についてですが、令和元年度末の定年退職予定の校長は、小学校で10名（再任用校長3名含む）、中学校で4名（再任用校長1名含む）、同じく教頭は、小学校で1名、中学校で0名、合計15名であります。

昨年度までに校長選考や教頭選考に合格している者と、現在行われている府の管理職選考における過去の合格率から試算した合格者数を合わせますと、来年度の管理職の必要見込み数は充足できる見通しですが、令和2年度末には11名、令和3年度末にも7名の管理職が退職予定となっており、今後3年間でできるだけ多くの管理職選考の合格者を確保しなければならない状況となっております。

事務局といたしましては、令和2年度の校長及び教頭の人事配置に当たり、再任用校長の制度を活用し、補填する必要があることから、意向調査票のとおり、再任用校長の任用を希望することといたしました。

なお、新規の希望人数につきましては、現段階での人数ですので、今後変更となる可能性があることを申し添えます。

以上、御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第22号「令和2年度再任用校長及び再任用教頭の任用について」を承認します。

次に、日程第3 議案第46号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第3 議案第46号「吹田市地区公民館長の委嘱について」御説明申し上げます。

今回の地区公民館長の委嘱につきましては、11月30日をもって任期満

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

首谷俊弘まなびの支援課長代理

了となる2名の方について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、11ページの吹田市地区公民館長被委嘱者名簿を御覧ください。

はじめに、吹三地区公民館の山上好廣様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、令和元年12月1日から、令和2年3月31日までの4か月間でございます。

次に、吹田東地区公民館の柳浩敏様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、令和元年12月1日から、令和2年3月31日までの4か月間でございます。

館長の委嘱期間につきましては、吹田市地区公民館長委嘱要領第4条により、2年以内としております。

また、現在、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、令和2年4月1日から、公民館長の職を会計年度任用職員として任用することを検討していることから、そのような場合にも対応できるように、委嘱期間を令和2年3月末日までとさせていただきます。

今回の被委嘱者は、地区公民館の区域内にお住まいの方でございまして、地区公民館の企画運営委員の皆様からも御推挙いただいております。

今回の委嘱によりまして、地区公民館長の男女別館長数は、男性が17名、女性が12名で変更はございません。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第46号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を承認します。

次に、日程第4 議案第47号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第4 議案第47号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

図書館協議会委員につきましては、令和元年11月30日をもって、現在委嘱しております委員10名全員の任期が満了となることから、現任委員の再任が5名、新任の委員が5名、計10名につきまして、新たに委嘱をしようとするものでございます。

恐れ入りますが、15ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

まず始めに、10名の委員の選出区分でございますが、家庭教育関係者が1名、社会教育関係者が2名、学校教育関係者が2名、学識経験者として5名、うち2名は一般市民からの公募委員でございます。

中村新平様は、再任委員で、吹田市PTA協議会より御推薦をいただきました。吹田市PTA協議会副会長で、選出区分は家庭教育関係者でございま

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

桑名裕子地域教育部参事

す。

次に、社会教育関係者に該当される方ですが、佐中義定様は、再任委員で、吹六地区公民館長をされておられ、吹田市地区公民館長会より御推薦をいただきました。

飯田妙子様は、新任委員で、吹田子どもの本連絡会の会員で、吹田子どもの本連絡会より御推薦をいただきました。

次に、学校教育関係者に該当される方ですが、植田京子様は、再任委員で、吹田市立片山小学校の校長先生で、吹田市立学校校長会より御推薦をいただきました。

酒井睦美様は、再任委員で、吹田市立山田中学校の校長先生で、吹田市立学校校長会より御推薦をいただきました。

次に、学識経験者に該当される方ですが、岩本憲子様は、新任委員で、現在、大阪樟蔭女子大学非常勤講師をされています。

柴田英明様は、再任委員で、大阪府立中之島図書館ビジネス支援課長で、大阪府立中之島図書館より御推薦をいただきました。

瀬戸口誠様は、新任委員で、梅花女子大学文化表現学部准教授で図書館学が御専門です。

磯田保男様と鈴木和子様は、新任委員で、今期の公募の委員として、4名の応募の中から選考委員会で選考されたものです。

委員の任期につきましては、令和元年12月1日から令和3年11月30日までの2年間でございます。

今回の委嘱に伴います委員数は、女性5名、男性5名で計10名となります。

なお、図書館協議会につきましては、図書館法第14条の規定に基づき、図書館長の諮問に応じ、また意見具申などの職務を行うこととなっております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしく御審議いただき、御承認いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第47号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第5 議案第48号「吹田市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第5 議案第48号「吹田市文化財保護審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

議案書17ページを御覧ください。

吹田市文化財保護審議会は、吹田市教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議して、答申をいただくもので、審議会の委員は、文化財に関する知識及び経験を有する方でございます。

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

原田勝教育長

田中充徳文化財保護課主幹

この度委嘱いたしますのは、令和元年10月31日の任期満了に伴います委嘱でございます。委員10名のうち、新規に任用いたします委員3名でございます。恐れ入りますが、議案書19ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

藤岡穰様は、日本美術史を御専門になされ、現在、大阪大学大学院の教授をされておられます。

魚島純一様は、文化財保存を御専門になされ、現在、奈良大学の教授をされておられます。

大上直樹様は、建造物を御専門になされ、現在、京都美術工芸大学の特任教授をされておられます。

以上3名でございます。

任期につきましては、令和元年12月1日から令和3年11月30日までの2年間でございます。

なお、今回の委嘱により審議会委員10名の男女別委員数につきましては、男性9名、女性1名でございます。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、原案どおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第48号「吹田市文化財保護審議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第6 議案第49号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第6 議案第49号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

この度委嘱いたしますのは、博物館協議会の公募委員2名が、令和元年11月30日をもって任期満了となりますので、この委員2名について新たに博物館協議会委員の委嘱をしようとするものでございます。

恐れ入りますが、23ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

八代健志様は、吹田市内にお住まいでございます。八代様は2期目の任用となります。

喜田久美子様も、同じく、吹田市内にお住まいの方でございます。喜田様は3期目の任用となります。

以上、2名の方でございます。

委嘱期間につきましては、令和元年12月1日から令和3年11月30日までの2年間でございます。

今回の委嘱によりまして、吹田市立博物館協議会委員の男女別委員数は、男性が9名、女性が4名で合計13名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

高橋真希文化財保護課主幹

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第49号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第7 議案第50号「教育財産の敷地の変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

堀哲郎教育政策室参事

日程第7 議案第50号「教育財産の敷地の変更について」御説明申し上げます。

地方独立行政法人市立吹田市民病院の移転に伴う病院跡地の売却に当たり、同病院から、片山小学校に隣接する旧病院敷地の一部を、学校用地として寄附をしたい旨の申出が、令和元年11月12日付でございましたので、片山小学校の用地として取得し、同校の敷地を変更するものでございます。

寄付により取得する用地の位置及び面積は、片山町2丁目54番6の一部40.54㎡、朝日が丘町1275番4の一部4.84㎡、及び朝日が丘町144番4の一部427.52㎡となっており、敷地の変更により増加する面積の合計は472.90㎡でございます。

当該用地につきましては、同校グラウンド西側の通用門の出入りに必要となるアプローチ部分及び学校の擁壁の点検・補修等に必要となる管理用スペースであり、これまで同病院と、その取扱いについて協議を重ねてまいりました結果、平成31年2月18日の政策会議におきまして、売却前の市への無償譲渡を確認したものでございます。

なお、当該通用門への車両進入路を整備し市に移管することを、売却条件として付す予定でございます。

以上、よろしく御審議をいただき、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第50号「教育財産の敷地の変更について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第8 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について 議案第51号「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

橋本健一保健給食室長

日程第8 議案第51号「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明申し上げます。

本案の提案理由でございますが、小・中学校全54校において、児童・生徒が学習等で日常的に使用する特別教室等に空調設備を整備し、併せて整備後の維持管理を行う事業を実施するために、整備期間の短縮や財政負担の軽減を図る手法について、検討を行った結果、PFI手法により進めることになりました。

本事業を委託する事業者の選定を適切に行うため、教育委員会の附属機関として学校空調設備整備業務委託事業者選定委員会を置くものでございます。

恐れ入りますが、33ページの執行機関の附属機関に関する条例現行・改正案対照表を御覧ください。

附属機関に吹田市学校空調設備整備業務委託事業者選定委員会、担当事務に学校空調設備整備業務を委託する事業者の選定についての審議に関する事項を付け加えるものでございます。

なお、この条例改正の施行期日は公布の日とするものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

条例改正について直接的な質問ではございませんが、特別教室のエアコン整備に関して、質問します。

先日の決算常任委員会からの提言を受けて、エアコンを早く設置完了させるために、何か工夫することが可能かどうか説明してください。

本市では、校舎等の長寿命化を図るため、大規模改造工事等を年次的に実施しております。また、児童・生徒数の急増に伴う過大校の増築等も進めており、それらを実施しながら、大規模なエアコン整備を並行して行うための方策について専門のコンサルタントを活用しながら、調査検討を行ってきたところです。

そのなかで、特に、校舎大規模改造工事等とエアコンの整備を同時に実施することが難しいということが分かりましたので令和3年度の大規模改造工事を休止し、命を守るためにエアコンの整備を優先することで、特別教室への整備完了時期を早められるよう、関係部局と調整を進めているところでございます。

他に、御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第51号「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を承認します。

次に、議案第52号「吹田市立自然の家条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第8 議案第52号「吹田市立自然の家条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書35ページを御覧いただきたく存じます。

吹田市立少年自然の家は、昭和55年（1980年）5月5日に、当時の滋賀県高島郡今津町に開所した宿泊施設でございまして、これまで、学校や青少年関係団体、御家族など多くの方々に御利用いただき、飯ごう炊きさんやキャンプなどの野外活動・自然観察といった活動の場を提供してまいりました。

原田勝教育長
福田知弘委員

橋本健一保健給食室長

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

原田勝教育長

高島博青少年室参事

平成30年11月議会におきまして、施設の設置目的の変更、利用対象の制限廃止、指定管理者制度の導入を3本柱とする吹田市立少年自然の家条例改正案を提案し、御可決いただいております。

これにより、市内において、宿泊もできる自然体験交流センターと同様に料金を設定するものでございます。

具体的な改正内容につきまして、議案書39ページ、吹田市立自然の家条例現行・改正案対照表を御覧ください。

左側の現行では、別表中央の列のとおり、市民の御利用は年齢を問わず宿泊、日帰りともに無料でございますが、右側の改正案では、施設単位としての「キャンプサイト」、「本館宿泊室」を、それぞれ「宿泊」、「日帰り」に区分けすると共に、利用者を「高校生以下又は18歳未満」と「一般」との2つに区分いたします。

この際、「高校生以下又は18歳未満」の御利用は、引き続き、無料とするものでございます。

使用料収入につきまして、平成30年度の使用料収入は約145万円でございますが、改正後の施設使用料を徴収した場合は約280万円を見込んでおります。

なお、先に触れました改正条例は、令和2年(2020年)4月1日から施行されますことから、同日以降の申請に係る利用申込みから改定後の使用料を適用しようとするものでございます。

以上、簡単な御説明ではございますが、よろしく御審議のうえ、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

少年自然の家は、これまで使用料は無料でしたが、今回、使用料を設定される理由を説明してください。

本市では、使用料の設定については、吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針に基づき、基本的には市が負担いたします公費負担と、利用者に負担いただきます受益者の負担割合を半々としつつ、施設の利用実態や目的に応じて割合を定めております。

自然の家につきまして、今までは学校や青少年団体の利用が主な施設であったことから、公費負担が100パーセント、受益者負担は0パーセントで使用料は無料でした。これを、令和2年度から市民誰もが利用できる生涯学習施設へと設置目的を変更することとなりましたので、まずは宿泊のできる自然体験交流センターと同様に、公費負担と受益者負担とを半々に設定することといたしました。

なお、使用料設定につきまして、主な利用者の高校生又は18歳未満の市民については、これまで通り無料としております。18歳以上の市民の方には、新たに使用料を御負担いただくこととなりますが、これを機に、今まで以上にプログラム等を充実し、市民に愛される施設運営を目指してまいります。

他に、御意見はございませんか。

原田勝教育長
和泉慎次委員

前田隆男青少年室長

原田勝教育長

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第52号「吹田市立自然の家条例の一部を改正する条例の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、議案第53号「吹田市立千里丘北小学校校舎増築工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

堀哲郎教育政策室参事

日程第8 議案第53号「吹田市立千里丘北小学校校舎増築工事（建築工事）請負契約の締結について」を御説明申し上げます。

議案書の43ページを御覧いただきますようお願いいたします。

吹田市立千里丘北小学校校舎増築工事（建築工事）につきましては、制限付一般競争入札の実施により、本年10月30日に請負業者が決定しましたことから、請負契約を締結しようとするもので、その概要を御説明申し上げます。

工事の概要でございますが、児童数の増加により普通教室の不足が見込まれております千里丘北小学校において、鉄筋コンクリート造、地上4階建て校舎の増築工事及び、アルミ造、地上1階建ての階段棟の新築工事を実施しようとするものでございます。

工期は、令和元年11月市議会定例会議決後から、令和3年（2021年）3月1日を予定しており、請負金額は340,789,900円、請負者は、株式会社関根工務店でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案書46ページから48ページまで、請負事業者であります株式会社関根工務店の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書を示しております。また、49ページから59ページまで、位置図、配置図等、工事の関係図面、60ページには関連工事を含めた工事費用の一覧をお示しいたしておりますので、御参照のうえ、よろしく御審議をいただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第53号「吹田市立千里丘北小学校校舎増築工事（建築工事）請負契約の締結について」を承認します。

原田勝教育長

次に、議案第54号「健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリーの指定管理者の指定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

長八七代中央図書館長

日程第8 議案第54号「健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリーの指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。

議案書61ページを御覧ください。

まず初めに、本案に係る趣旨につきまして、御説明申し上げます。

現在、北大阪健康医療都市（健都）では、「健康・医療」をキーワードに、多世代が集い、交流できる場として、健康への「気づき」、「楽しみ」、「学び」をコンセプトに、健都ライブラリーの整備を進めております。

健都ライブラリーについては、既存の市内図書館の設置目的に加えて、健

都ルールサイド公園において行う事業と連携し、健康寿命の延伸に資することを目的とすることを吹田市立図書館条例の一部改正して明示し、平成30年（2018年）12月28日に公布いたしました。

吹田市立健都ライブラリーの指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び吹田市立図書館条例第6条の規定に基づき、その管理に係る業務を行う指定管理者を指定するものでございます。

また、健都ルールサイド公園と一体的な運営を行うため、吹田市健都ルールサイド公園の管理運営に関する条例第5条の規定に基づき、その管理に係る業務を行う指定管理者と同一の者を指定するものでございます。

本案につきましては、本年5月16日から募集要項等を配布し、8月19日から8月30日までを申請期間とし、公募を実施いたしました。

応募のありました4団体を対象といたしまして、9月11日に開催いたしました選定委員会の結果を踏まえ、指定管理者を指定させていただこうとするものでございます。

公の施設の名称は、健都ルールサイド公園と、吹田市立健都ライブラリーでございます。

指定管理者として指定しようとする者は、健都パークライフ創造パートナーズでございます。

指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

なお、議案書71ページから74ページに、指定管理者候補者の団体概要、選定の概要及び選定採点集計表等をお示しいたしております。

以上、簡単な説明でございますが、よろしく御審議をいただき、原案どおり御決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

地域教育部所管分の指定管理委託料で行う業務とはどのようなことなのでしょう。

清掃や警備、エレベーター・自動ドア・空調等設備の保守点検などの施設維持管理業務と、図書の本不正持ち出し防止ゲートの管理、施設案内、カウンターや電話の対応、本棚の整理などの図書館利用に関する業務を行います。

また、以前の図書館のカウンター業務の大半を占めておりました、貸出・返却・予約資料の受取については、IC機器の導入によって利用者がセルフサービスで行っていただけるように整理されております。

施設案内業務の1つとして、利用者の方々へこれらのIC機器の使い方説明や補助なども積極的に行ってほしいと考えております。

指定管理者の提案内容は、健康に関するものが目立つようですが、図書館部分についての提案は何かありましたか。

候補者からは、図書館機能と連携して、「読むスポーツ」として本の紹介などの提案がございました。

本の紹介や選書、レファレンス業務など、従来の図書館機能については、既存の市内図書館と同様に、市が直接担います。

市が行う業務内容と重複しないようにしながら、民間のノウハウやアイデア

原田勝教育長
和泉慎次委員

長八七代中央図書館長

和田光代委員

桑名裕子地域教育部参事

ィア、行政とはまた違った視点などをうまく取り入れつつ、指定管理者と連携した取組を進めてまいります。

本市の図書館としては、初めての指定管理者制度の導入となりますので、具体的な詳細事項は官民両者で協議を重ねて、様々に試行錯誤しながら進めてまいりたいと考えております。

安達友基子委員

今回、公園とライブラリーの一体的な活用ということで、やや複雑な事業を任せる指定管理者候補者を選ぶということだと思っておりますが、5名の選定委員会で公平かつ適切に選定できたのかどうか、ということが1点と、選定委員のうち、1名の方について点数が他の委員の点数とかなり違っていますが、この件について委員会での審議はあったのか教えてください。

長八七代中央図書館長

健康増進、公園、図書館と各分野の知識を有し、各分野の視点から選定について審議できる方々に委員をお願いいたしました。

委員を引き受けてくださった方の中には、過去に事業者を選ぶ選定委員の御経験をお持ちの方もおられ、また、募集要項や選定評価基準等を審議していただく委員会を通常1回のところを2回開催し、十分に時間をかけて検討していただいたうえで、プレゼン審査に臨んでいただいたものと考えています。

個々の委員の点数内容について、事務局から指摘する事項ではなく、委員会としては5名の総合得点や平均点の結果で判断されたものと理解しており、公平かつ適切に選定できたものと考えております。

原田勝教育長
全委員

他に、御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第54号「健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリーの指定管理者の指定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、議案第55号「吹田市立自然の家の指定管理者の指定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高島博青少年室参事

日程第8 議案第55号「吹田市立自然の家指定管理者の指定」について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書75ページを御覧いただきたく存じます。

指定管理者候補者の選定につきましては、指定管理者候補者選定委員会において募集要項と評価項目等の検討を行い、本年8月16日から9月12日まで一般公募を行いましたところ、4団体から応募がございました。

10月4日にこれら提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答に基づきまして5名の選定委員が審査・評価を行い、指定管理者候補者を選定したところでございます。

自然の家は、昭和55年の施設設置以来、今日まで市直営での運営を行ってまいりましたが、施設のより一層の活用を目指し、令和2年度から指定管理者制度を導入し、事業者の経験やノウハウを活かした施設運営を行っていきたいと考えております。

議案書77ページをお願いいたします。

「1 公の施設の名称」は吹田市立自然の家、「2 指定管理者」となりますのは大阪府中央区法円坂1丁目1番35号、一般財団法人大阪市青少年活動協会、「3 指定の期間」は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

80ページをお願いいたします。

吹田市立自然の家の指定管理者候補者選考の概要でございます。

2にお示しするのは、指定管理者候補者及び次点者の名称・住所及び代表者名でございます。

81ページに移りまして、6には選定委員会委員5名の氏名及び委嘱時点での役職を、7には、選定の概要といたしまして、選定の方法、選定結果といたしまして、各応募団体の評点を示しております。

次に、82ページから85ページにかけては、応募団体の採点結果を一覧表にしてお示ししております。

一覧表におきましては、左から、団体名、選定基準、評価項目と100点満点中の配点。A～Eのアルファベットで表示しておりますが、各選定委員でございます。

なお、団体名欄に、候補者と次点者は事業者名を明記し、それ以外の提案事業者は、カタカナの「ア」、「イ」と表記しております。

各委員の評価内容は、縦軸の下段に評点の合計として記載されておりますので、御参照ください。

今後の予定といたしましては、本日、教育委員会会議で御承認いただきましたら、11月定例市議会に議案を提出したいと考えております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしく御審議のうえ、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

指定管理者候補者に選ばれた団体は、5人の選定委員の採点結果を見ると、全員が高得点をつけています。どのような理由でこの団体が選ばれたのか、教えてください。

指定管理者候補者選定委員会が、この団体を候補者として選定した理由についてですが、1点目として、他の団体と比較して提案内容が非常に具体的であったことでございます。

例えば、自然体験・環境学習事業、社会的課題に対応した事業、指導者養成事業、高島市及び地域との連携・交流事業など、具体的な新しいプログラムの提案や利用者の目標数値を提案書のなかに示されておりました。

2点目が、すでに同等の宿泊施設の運営の経験があることでございます。

候補者の団体は、5つの野外活動施設と1つのユースホステル、1つの青少年施設を管理運営しており、このうち、本市では自然体験交流センター、子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの2施設の指定管理者として施設運営を行っています。

3点目として、安全管理や危機管理に対する基本的な考え方や具体的な対応策が示されていたことです。自然の家につきましては、野外活動施設とい

原田勝教育長
和田光代委員

前田隆男青少年室長

うこととございますので、自炊で包丁や火を使ったりということもございません。野外での活動ですので怪我の対応が具体的に示されている点が評価され、候補者に選定されました。

谷口学教育長職務代理者

自然の家の指定管理者候補者に大阪市青少年活動協会が選ばれたということですが、今まで市が直轄してきた事業につきまして指定管理者になって自然の家はどのように変わるのか、先程の説明以外にもありましたら御説明いただきたいです。

高島博青少年室参事

候補者の事業提案によりますと、自然の家は、四季折々の自然を活かした活動を体験できる施設であり、ここでしかできない体験活動ができる施設であると評価をされております。

具体的には、御家族や団体でございますと、自然の家を拠点として、サイクリングやハイキングをしたり、あるいは、近隣施設との連携により、プログラムを充実させるということを考えておられます。

また、今後も御利用の主体と見込まれます学校の利用につきましては、これまで教育施設として培ってきた特性を活かしますとともに、先生方の御負担の軽減を図りたいということで、事前学習としての資料の御提供でありますとか、宿泊学習が終わりましても、事後のアフターフォローといったものにも関わっていきたいということをお提案なっております。

民間の事業者が関わっていただきますことで、行政の取組としては、なかなか手掛けにくかったこととございますとか、現状の体制では手が行き届かないといったことに対して、事業者の経験やノウハウが活かされるということを期待しております。

原田勝教育長
全委員

他に、御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第55号「吹田市立自然の家の指定管理者の指定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、議案第56号「令和元年11月吹田市議会定例会提案の令和元年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中村美和教育総務室参事

議案第56号「令和元年11月吹田市議会定例会提案の令和元年度補正予算案について」御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から意見を求められた、令和元年11月議会に提案される令和元年度補正予算案に係る議案につきまして、御承認をお願いするものでございます。

議案書91ページを御覧ください。

債務負担行為補正の追加についてでございますが、学校教育部指導室が所管する英語教育推進事業における、中学校及びすいたえいごkids英語指導助手派遣業務の期間延長と増員に対する経費として、お示しのとおり、期間を令和元年度から令和2年度までとしまして、限度額の61,803,000円、地域教育部中央図書館が所管する「(仮称)健都ライブラリー整備事業」につきまして、健都ライブラリー供用開始にあたり備品購入を行う経

費として、お示しのとおり、期間を令和元年度から令和2年度までとしまして、限度額の48,552,000円。学校教育部保健給食室が所管する「小・中学校特別教室等空調設備整備事業導入支援業務」につきまして、PFI事業導入支援等業務の委託料といたしまして、お示しのとおり、期間を令和元年度から令和3年度までとしまして、限度額の34,166,000円を計上するものでございます。

次に、92ページをお願いいたします。

歳出の補正について御説明申し上げます。

まず、(項)教育総務費、(目)教育センター費を御覧ください。

学校教育部教育センターが所管いたします「いじめ予防推進事業」につきまして、いじめ予防に関する教職員研修と学校風土調査・いじめ調査の実施における委託に係る経費といたしまして、1,742,000円を増額するものでございます。

次に、(項)教育総務費、(目)教育指導費でございます。

学校教育部指導室が所管いたします「子どもサポートチーム事業」における、スクールロイヤーの業務範囲の拡充に伴う月額報酬の改定に係る経費といたしまして、132,000円を増額するものでございます。

最後に、(項)保健体育費 (目)学校保健体育費でございます。

学校教育部保健給食室が所管いたします「小・中学校特別教室等空調設備整備業務委託」につきまして、附属機関として事業者選定委員会を設置することからその委員報酬に係る経費といたしまして、51,000円を増額するものでございます。

以上が、教育に関する事務に係る令和元年度補正予算案の説明でございます。

簡単な説明ではございますが御審議いただき、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

今回の11月定例会の補正予算において、92ページに示しているとおり、教育センターで「いじめ予防推進事業」と、指導室で「スクールロイヤーとの連携強化」の予算を計上しているが、総合教育会議でも議論になったと思うのですが、児童・生徒を複数の目で見守るということで、いろいろな議論が出たと思うのですが、そのことに関して予算等の対応に関してどのようなになっているのか説明してください。

児童・生徒を複数で見守るための対応についてお答えさせていただきます。

児童の学習・生活面をきめ細かく支援する「スターター」を増員し、1年生に加え、課題のある2年生のクラスにも配置できるようにすることですとか、また、「いじめ対応支援員」を拡充し、課題のある学校への支援を充実させることなど、児童・生徒を複数の目で見守ることができる人員配置の強化について、令和2年度から実施できるよう、現在検討を進めているところです。

第三者調査委員会の常設化についても、これまで総合教育会議でも議論が

原田勝教育長
谷口学教育長職務代理者

薬師川晃指導室参事

安達友基子委員

あったと思うのですが、これについて現時点で基本的にどのように考えているか説明してください。

薬師川晃指導室参事

第三者調査委員会につきましては、いじめの重大事態に迅速に対応し、早期解決を図るため、現在、常設化に向けた検討を行っているところでございます。

また、組織や担当事務について、どういった内容がいいのかも含めて、検討が必要であると考えております。今後、必要に応じて条例や規則の改正など、手続きを進めてまいります。

原田勝教育長
全委員

他に、御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第56号「令和元年11月吹田市議会定例会提案の令和元年度補正予算案について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第9 教育長報告を議題とします。

はじめに、「令和2年度（2020年度）の組織改正について」です。

事務局の説明を求めます。

堀哲郎教育政策室参事

日程第9 11月定例教育委員会会議教育長報告事項のうち、令和2年度（2020年度）の組織改正について御説明申し上げます。

95ページを御覧ください。

中核市への移行後に業務を円滑に開始するとともに、第4次総合計画の下で施策を推進し、限られた職員体制で効果的かつ効率的に行政運営を行うため、令和2年4月に組織改正が行われます。

教育委員会におきましても、改正内容として2点ございます。

100ページを御覧ください。

1点目は、これまで以上に小中学校、幼稚園の営繕等の日常管理を迅速に行うこと、また、特別教室の空調整備や過大校等対策での校舎増築など、今後、特に技術面での密な連携が重要となる学校施設に関する事業を円滑に進めていく必要があるため、資産経営室から学校等の施設の管理に関する業務を市長部局から移管し、教育総務室、教育政策室及び保健給食室の学校施設に関する業務を一元化し、効率的に学校施設を管理する学校管理課を新たに設置いたします。

2点目は、新学習指導要領の改訂や保護者ニーズの多様化など、社会環境の変化に対応するため、学校経営や教育課程に対する助言、児童生徒への支援など、包括的に学校教育を支える役割を重視し、指導室から「学校教育室」へ名称を変更します。

102ページを御覧ください。

今回、中核市に移行いたしますことから、様々な事務の移譲を受けることとなります。既存組織の役割分担など、まだ詳細について整理する必要があります。今後は、教育委員会会議において教育委員会事務局組織規則等の改正を提案する予定です。

また、組織改正に関連して、公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光など他の行政分野との一

体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、市長が所管することを可能とする、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月7日に公布されましたのでお知らせいたします。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

谷口学教育長職務代理者

学校の管理に関しては、以前は教育委員会にあった部署を市全体の統括という観点から資産経営室に、ということでしたが、今回また学校管理課をつくるということですが、市に設置したことは失敗だったということでしょうか。

堀哲郎教育政策室参事

本市では、一般建築物の延床面積の5割近くを学校施設が占めております。これを一元化し、営繕に関する事務の一元化を図ることで、多様な視点を踏まえた公共施設の最適化を推進するとともに、スムーズに公共施設総合管理計画を策定することができたと聞いております。

本委員会事務局としては、震災でのブロック塀撤去など迅速に対応されたのは大規模な組織であったおかげだと考えております。

一方で、特別教室の空調整備や過大校等対策など学校施設に係る課題の解決を図りつつ、円滑に日常管理を進めていく必要があるため、学校等の施設を一元管理する学校管理課の設置を進めるものです。

和泉慎次委員

一元化を解消することの課題はないのでしょうか。

堀哲郎教育政策室参事

今回、教育委員会に学校管理課を設置することで、資産経営室に設置していた技術職の職員数の規模が小さくなるため、知識や経験、マンパワーが不足するような場合には市長部局と連携することを想定しております。

例えば、学校施設の大規模改造事業や過大校等対策における校舎増築などは変わらず市長部局と連携をしながら実施します。

安達友基子委員

対照表を見てますと、今の指導室の名称が学校教育室に変わるとありまして、この点に関しては、社会変化のスピードが速い現状であったりとか、保護者ニーズも多様化しているという現状から理解するのですが、いじめの問題について市をあげて取り組もうとしている中で、例えば大津市のようにいじめに特化した組織を設置するなど、組織の強化が必要ではないかと思うのですが、その点についてどのように考えられているか説明してください。

薬師川晃指導室参事

いじめに対応するための組織の強化として、本年9月から、いじめの対応に特化したいじめ対応支援員を3名配置し、校長に対して、生徒指導体制への助言と指導を行い、校内のいじめに対する委員会に参画し、学校対応についての支援を行っています。

また、スクールソーシャルワーカーの配置時間について、1中学校ブロックあたり週10時間を20時間に拡充しました。

併せて、本年10月からは、いじめの早期発見や早期対応、長期化や深刻化の防止を目的として、専任のスクールカウンセラーを学校に派遣し、子供や保護者へのカウンセリング、学校への支援などを行っています。

原田勝教育長

他に、御意見はございませんか。

原田勝教育長

御意見がないようですので、次に、「吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例の制定について」です。

事務局の説明を求めます。

山本和仁地域教育部参事

日程第9 教育長報告のうち「吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、御報告申し上げます。

議案書の103ページをお願いいたします。

本案の改正理由及び内容でございますが、留守家庭児童育成室保育料につきましては、市の基本方針において4年ごとに見直しを行うこととされておりますことから、令和2年度の改定について検討を行いました。

現行と同じ受益者負担率25パーセントで改定案を算定いたしますと、国府の補助金の増額等により、保育料は引下げとなり、他市と比べても非常に安価となります。

国の考え方である受益者負担率50パーセントで算定することも検討いたしました。子育て支援の観点から保護者の負担額低減を図る必要があると判断し、受益者負担率を37.5パーセントとして算定した額を保育料の改定案とさせていただくものでございます。

詳細は議案書104ページ、現行・改正案対照表を御覧ください。

第8条第2項通常保育料につきまして、児童一人につき月額3,700円を月額4,000円に。2人目以降の児童につきましては、児童一人につき月額1,850円を月額2,000円に変更いたします。

延長時間に係る保育料につきまして、児童一人につき月額2,000円を月額1,500円に。2人目以降の児童につきましては、児童一人につき月額1,000円を月額750円に改定しようとするものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

福田知弘委員

北摂での保育料の現状について説明してください。

山本和仁地域教育部参事

令和元年度における北摂での保育料の状況ですが、通常保育では最低が吹田市で月額3,700円、最高が高槻市の月額6,500円となっています。

延長保育では、各市の開室時間が様々ですので、時間当たりで比較しますと、最低が吹田市の月額1,333円、最高が茨木市、豊中市、高槻市、池田市の月額1,500円となっています。

谷口学教育長職務代理者

今回の改定で受益者負担が37.5パーセントに上がるという形になっているのですけれども、104ページの単価当たりが上がっているのと、現状が下がっているのを見て、そういう風になるのかどうか説明をお願いしたいと思います。

山本和仁地域教育部参事

改定に伴う影響額ということで御説明させていただきます。平成30年度決算で見込みますと、現行の保育料では149,481,200円、改定案では、155,299,500円となり、5,818,300円の増収となる見込みです。

通常保育料は300円の値上げ、延長保育料は500円の値下げとなりますが、通常保育の平成30年度における申請者数が40,833件、延長保

育が11,755件と通常保育の利用者が延長保育の利用者を大きく上回るため、全体として増収となる見込みとなるものでございます。

原田勝教育長

他に、御意見はございませんか。

原田勝教育長

御意見がないようですので、次に、「令和元年11月吹田市議会定例会提案の令和元年度補正予算案について（放課後子ども育成課所管分）」です。

事務局の説明を求めます。

林勝放課後子ども育成課長

日程第9 教育長報告のうち、「令和元年11月市議会定例会提案の令和元年度補正予算について（放課後子ども育成課所管分）」を御報告申し上げます。

（款）民生費、（項）児童福祉費、（目）児童福祉総務費、6,236,000円の増額でございます。

内容といたしましては、（節）償還金、利子及び割引料の増額でございます。平成30年度の国庫補助、子ども・子育て支援交付金におきまして、事業の実績額が交付申請時の額を下回り、返還金が生じたため、過年度分国庫支出金返還金として国へ返還するための補正予算を計上しようとするものです。

国庫補助金についての申請期限が早く、その時期に正確な実績額を算出するのが難しいため、概ね毎年度このような措置を取っているのが現状です。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

原田勝教育長

御意見がないようですので、これで教育長報告を終わります。

市川泉教育政策室参事

恐れ入りますが、追加議案を1件、提出させて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

原田勝教育長

ただ今、追加議案の提出の申入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認めます。

原田勝教育長

追加議案につきまして、追加日程第1とすることといたします。

それでは、議案を配布してください。

－議案書配布－

原田勝教育長

それでは、追加日程第1 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について 議案第57号「吹田市立認定こども園吹田南幼稚園建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

湊崎雄作保育幼稚園室参事

追加日程第1 議案第57号「吹田市立認定こども園吹田南幼稚園建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について」御説明申し上げます。

追加議案書の3ページを御覧いただきますようお願いいたします。

本議案は、平成30年12月25日に議決されました契約内容のうち、工期の完成日を平成32年1月31日から令和2年2月28日に、また、請負金額を329,972,400円から338,901,100円に変更をお願いするものでございます。

工期の変更理由でございますが、先行する解体撤去工事がアスベスト除去

作業の発生に伴い、遅れたことによるものでございます。

また、請負金額の変更につきましては、地中埋設物の撤去工事の追加等工事内容に変更が生じたこと、また、賃金等の急激な変動に対する工事請負契約書第25条第6項、いわゆるインフレスライド条項の適用等によるものでございます。

なお、5ページに参考資料として、本工事の主な変更内容を図面にお示しいたしております。

よろしく御審議をいただき、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第57号「吹田市立認定こども園吹田南幼稚園建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について」を承認します。

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

閉会 午後5時11分